

堺市公報 第424号	令和8年7月31日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

【総務局人事部労務課】 2

<告示>

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 5

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 5

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 9

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 13

<公告>

○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について

【環境局環境保全部環境対策課】 13

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業創造課】 15

○堺市建築基準法施行条例第6条第2項の規定による私道の廃止について

【建築都市局開発調整部建築安全課】 16

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 16

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 17

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 17

<上下水道局管理規程>

○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

【上下水道局サービス管理部給排水設備課】 18

規 則

堺市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第54号

堺市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の給料の調整額に関する規則（平成26年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「こころの健康センターに勤務する職員で、別表第1の職員欄に掲げるもの」を「別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員」に改める。

第3条中「別表第2の左欄に掲げる職務の級に応じて同表」を「当該職員に適用される給料表及びその者の属する職務の級に応じた別表第2」に、「別表第1」を「その者に係る別表第1の右欄」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

勤務箇所	職員	調整数
こころの健康センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医の業務に従事する職員	2
建築都市局	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどる建築主事の業務に従事する職員	1

別表第2（第3条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 6 0 0 円
2 級	8, 5 0 0 円
3 級	9, 6 0 0 円
4 級	1 0, 2 0 0 円
5 級	1 0, 6 0 0 円
6 級	1 2, 1 0 0 円
7 級	1 2, 7 0 0 円
8 級	1 4, 3 0 0 円

イ 医療職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	1 0, 8 0 0 円
2 級	1 3, 1 0 0 円
3 級	1 4, 5 0 0 円
4 級	1 5, 6 0 0 円
5 級	1 6, 9 0 0 円

告 示

堺市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503902
事業所名称	ケアプランセンターみさい
事業所所在地	堺市北区百舌鳥陵南町1丁117番地6
指定の申請者	合同会社泉北美彩会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区美木多上179番地18
代表者名	杉前直樹
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503910
事業所名称	ヘルパーステーションみさい
事業所所在地	堺市北区百舌鳥陵南町1丁目117番地6
指定の申請者	合同会社泉北美彩会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区美木多上179番地18
代表者名	杉前直樹
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766090878
事業所名称	ルビー訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区東雲西町一丁目2番7号 出原ビル303
指定の申請者	株式会社ルビー
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区東雲西町一丁目2番7号 出原ビル303
代表者名	赤石法子
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766590786
事業所名称	訪問看護ステーション花灯
事業所所在地	堺市北区長曾根町1624番地1 バンブーハイツ102号
指定の申請者	株式会社一灯
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町1624番地1 バンブーハイツ102号
代表者名	武野拓夢
指定年月日	令和8年7月1日

サービスの種類	訪問看護
---------	------

介護保険事業所番号	2766190793
事業所名称	えがお訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区土師町一丁5番8号 ニューハイツ北田Ⅱ202号室
指定の申請者	株式会社V i v e l a v i e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町一丁5番8号 ニューハイツ北田Ⅱ202号室
代表者名	野内勇司
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766590794
事業所名称	なぎ訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町3-48-30 中村ビル101号
指定の申請者	株式会社オフィスブルームーン
主たる事務所の所在地	兵庫県宝塚市伊子志二丁目17-14
代表者名	芝理仁
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090860
事業所名称	訪問看護ステーションでいご堺
事業所所在地	堺市堺区北波止町12番1号
指定の申請者	株式会社GET
主たる事務所の所在地	大阪府岸和田市春木若松町1番28号
代表者名	仲程祐輔

指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776004851
事業所名称	あにえ
事業所所在地	堺市堺区石津町三丁2番14号
指定の申請者	あにえ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区石津町三丁2番14号
代表者名	小泉祥真
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303964
事業所名称	福祉用具相談 縁
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
指定の申請者	合同会社OFA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
代表者名	山口裕平
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776004851
事業所名称	あにえ
事業所所在地	堺市堺区石津町三丁2番14号
指定の申請者	あにえ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区石津町三丁2番14号

代表者名	小泉祥真
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776303964
事業所名称	福祉用具相談 縁
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
指定の申請者	合同会社OFA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
代表者名	山口裕平
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

堺市告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766090878
事業所名称	ルビー訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区東雲西町一丁2番7号 出原ビル303
指定の申請者	株式会社ルビー

主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区東雲西町一丁2番7号 出原ビル303
代表者名	赤石法子
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766590786
事業所名称	訪問看護ステーション花灯
事業所所在地	堺市北区長曾根町1624番地1 バンブーハイツ102号
指定の申請者	株式会社一灯
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町1624番地1 バンブーハイツ102号
代表者名	武野拓夢
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766190793
事業所名称	えがお訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区土師町一丁5番8号 ニューハイツ北田Ⅱ202号室
指定の申請者	株式会社V i v e l a v i e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町一丁5番8号 ニューハイツ北田Ⅱ202号室
代表者名	野内勇司
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766590794
事業所名称	なぎ訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町3-48-30 中村ビル101号

指定の申請者	株式会社オフィスブルームーン
主たる事務所の所在地	兵庫県宝塚市伊子志二丁目17-14
代表者名	芝理仁
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090860
事業所名称	訪問看護ステーションでいご堺
事業所所在地	堺市堺区北波止町12番1号
指定の申請者	株式会社GET
主たる事務所の所在地	大阪府岸和田市春木若松町1番28号
代表者名	仲程祐輔
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776004851
事業所名称	あにえ
事業所所在地	堺市堺区石津町三丁2番14号
指定の申請者	あにえ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区石津町三丁2番14号
代表者名	小泉祥真
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303964
事業所名称	福祉用具相談 縁

事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
指定の申請者	合同会社OFA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
代表者名	山口裕平
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776004851
事業所名称	あにえ
事業所所在地	堺市堺区石津町三丁2番14号
指定の申請者	あにえ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区石津町三丁2番14号
代表者名	小泉祥真
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776303964
事業所名称	福祉用具相談 縁
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
指定の申請者	合同会社OFA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町西一丁3-21 ラフィネ浜寺403
代表者名	山口裕平
指定年月日	令和8年7月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

~~~~~

## 堺市告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796300586                     |
| 事業所名称      | パナソニック エイジフリーケアセンター堺鳳・看護小規模多機能 |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳中町9丁6番地1                  |
| 指定の申請者     | パナソニックエイジフリー株式会社               |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府門真市大字門真1048番地               |
| 代表者名       | 坂口哲也                           |
| 指定年月日      | 令和8年7月1日                       |
| サービスの種類    | 看護小規模多機能型居宅介護                  |

## 公 告

## 堺市公告第432号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
新興化学工業株式会社  
代表取締役 泉谷 英史  
大阪府大阪市中央区南船場二丁目1番3号
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
堺市西区築港新町三丁27番13
- 3 廃棄物処理施設の種類  
粗砕施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
(産業廃棄物)  
燃え殻 汚泥(以上2種類は、金属を回収できるものに限る)  
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く  
(特別管理産業廃棄物)  
燃え殻 汚泥(以上2種類は、金属を回収できるものに限る)  
※取り扱う特別管理産業廃棄物である燃え殻、汚泥は、砒素・鉛・カドミウム・セレン又はこれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。
- 5 廃棄物処理施設の処理能力  
18 t / 日(24時間)
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課
  - (2) 期間  
令和8年7月31日(金)から同年8月29日(土)まで  
ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する休日を除く。
  - (3) 時間  
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

## 堺市公告第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープ津久野店  
堺市西区津久野町三丁1番1号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
大阪いずみ市民生活協同組合  
代表理事 勝山 暢夫  
堺市堺区南花田口町二丁2番15号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) コープ津久野店  
(変更後) コープ津久野店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日  
令和8年4月10日

## 5 届出年月日

令和8年7月10日

~~~~~

堺市公告第434号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

区分	廃止年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)
一部 廃止	令和8年7月 16日	堺建安第ZF- 1号	堺市東区日置 荘原寺町	221番3、221番 7の各一部	4.00	38.40

~~~~~

## 堺市公告第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市美原区菅生830番1、831番1、833番1、833番4、834番1及び839番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区木材通四丁目13番28号



中野電機株式会社  
代表取締役 中野 敦

~~~~~

堺市公告第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区浜寺石津町中二丁359番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市堺区霞ヶ丘町四丁379番4、379番10及び379番11

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田578番地6

株式会社吉村一建設

代表取締役 友藤 忠昭

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年7月31日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第8号

## 堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「市納金納入通知書兼領収書」を「設計審査手数料等納入通知書兼領収書」に改め、同条第2項中「納付書・払込書兼領収証書（様式第13号）」を「納付書・払込書兼領収証書（様式第13号（甲）又は様式第13号（乙）のいずれか）」に改める。

様式目次中「市納金納入通知書兼領収書」を「設計審査手数料等納入通知書兼領収書」に、

|    |    |   |  |              |   |
|----|----|---|--|--------------|---|
| 13 | 30 | 2 |  | 納付書・払込書兼領収証書 | を |
|----|----|---|--|--------------|---|

|       |    |   |  |              |       |
|-------|----|---|--|--------------|-------|
| 13(甲) | 30 | 2 |  | 納付書・払込書兼領収証書 | に改める。 |
| 13(乙) | 30 | 2 |  | 納付書・払込書兼領収証書 |       |

様式第12号の4及び様式第12号の5を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第13号を様式第13号(甲)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市上下水道局

ID

KCD

K

個別コード

納入金額

C

領収済通知書

受付番号

堺市上下水道局

工事場所

原符

受付番号

堺市上下水道局

工事場所

設計審査手数料等納入通知書兼領収書

受付番号

|              |      |   |        |
|--------------|------|---|--------|
| 項目           | 営業収益 | 目 | 受託工事収益 |
| 設計審査手数料      |      |   | 円      |
| 工事検査手数料      |      |   | 円      |
| 装置検査手数料      |      |   | 円      |
| (内分岐工事検査手数料) |      |   | 円      |
| 工事用給水検査手数料   |      |   | 円      |
| 合計金額         |      |   | 円      |

上記金額領収済

納付期限

上記の納付期限までに必ず指記する  
取替場所に納めてください。

印

堺市上下水道事業管理者

上記の金額を領収しました。  
お照合せ窓口は数面に記載しています。

受入日付印

|              |      |   |        |
|--------------|------|---|--------|
| 項目           | 営業収益 | 目 | 受託工事収益 |
| 設計審査手数料      |      |   | 円      |
| 工事検査手数料      |      |   | 円      |
| 装置検査手数料      |      |   | 円      |
| (内分岐工事検査手数料) |      |   | 円      |
| 工事用給水検査手数料   |      |   | 円      |
| 合計金額         |      |   | 円      |

納付期限

上記の納付期限までに必ず指記する  
取替場所に納めてください。

印

堺市上下水道事業管理者

上記の金額を領収しました。  
お照合せ窓口は数面に記載しています。

受入日付印

|              |      |   |        |
|--------------|------|---|--------|
| 項目           | 営業収益 | 目 | 受託工事収益 |
| 設計審査手数料      |      |   | 円      |
| 工事検査手数料      |      |   | 円      |
| 装置検査手数料      |      |   | 円      |
| (内分岐工事検査手数料) |      |   | 円      |
| 工事用給水検査手数料   |      |   | 円      |
| 合計金額         |      |   | 円      |

納付期限

上記の納付期限までに必ず指記する  
取替場所に納めてください。

印

堺市上下水道事業管理者

上記の金額を領収しました。  
お照合せ窓口は数面に記載しています。

受入日付印

堺市上下水道局

ID KCD K 個別コード 納入金額 C

領収済通知書

受付番号

堺市上下水道局

工事場所

|    |       |   |     |
|----|-------|---|-----|
| 款  | 資本的収入 | 項 | 負担金 |
| 目  | 加入金   | 節 | 加入金 |
| 金額 | 円     |   |     |
| 備考 |       |   |     |

上記金額領収済

受入日付印

堺市上下水道局

工事場所

原符

受付番号

|    |       |   |     |
|----|-------|---|-----|
| 款  | 資本的収入 | 項 | 負担金 |
| 目  | 加入金   | 節 | 加入金 |
| 金額 | 円     |   |     |
| 備考 |       |   |     |

納付期限  
上記の納付期限までに必ず指定する  
収納所に納めてください。

堺市上下水道事業管理者印

上記の金額を領収しました。  
お照合せ窓口は裏面に記載しています。

受入日付印

堺市上下水道局

工事場所

加入金納入通知書兼領収書

受付番号

|    |       |   |     |
|----|-------|---|-----|
| 款  | 資本的収入 | 項 | 負担金 |
| 目  | 加入金   | 節 | 加入金 |
| 金額 | 円     |   |     |
| 備考 |       |   |     |

納付期限  
上記の納付期限までに必ず指定する  
収納所に納めてください。

堺市上下水道事業管理者印

上記の金額を領収しました。  
お照合せ窓口は裏面に記載しています。

受入日付印

この印は、領収書に  
記載された金額が、  
実際に納入された  
金額と一致すること  
を確認するための  
印です。

印

堺市上下水道局

領収済通知書

|    |     |   |       |      |   |
|----|-----|---|-------|------|---|
| ID | KCD | K | 個別コード | 納入金額 | C |
|    |     |   |       |      |   |

堺市上下水道局

原 符

堺市上下水道局

納付書・払込書兼領収証書

上記の金額を領収しました。

領収日付印

上記の金額を領収しました。

領収日付印

上記の金額を領収しました。

領収日付印

この領収証は、領収した金額の証明として有効です。領収した金額は、領収書の裏面に記載されています。領収書の裏面に記載されている金額は、領収書の裏面に記載されています。領収書の裏面に記載されている金額は、領収書の裏面に記載されています。